

絆 要 望 項 目 一 覧

平成25年度6月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
1 憲法教育の充実について	
<ul style="list-style-type: none"> 憲法は小学6年生で3つの原則や国民の権利と義務などを学び、中学3年生で憲法制定の歴史や憲法の基本原理について学ぶと聞いているが、世論調査結果を見ると立憲主義の考え方について理解されていない。成人に対する教育も含め、憲法についての理解が十分に進むようにすること。 	<p>日本国憲法については、学習指導要領において小学校6年生、中学校3年生で学ぶこととなっている。その学習内容が形式化しないように、学習指導要領の趣旨を踏まえ、内容の理解を図るよう学校現場を指導していく。</p> <p>また、憲法記念日にあわせて、図書館で憲法に関する企画コーナーを設置するなどの取組についても検討したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> また、法教育については、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度、高等学校では平成25年度から実施していると聞いているが、その実施状況を調査し、効果を検証すること。 	<p>法教育に関する内容は、小中学校の学習指導要領においては、社会科、道徳、特別活動などを中心に位置づけられており、全ての小中学校で実践されている。また、高等学校では、公民科の中で法や金融に関する学習を行っている。</p> <p>なお、県立高等学校においては、従来から、外部講師を招へいするなどして税や労働者福祉などに関する授業等を行い、法に対する理解を深めさせており、本年度からは新規に「生徒と社会がつながる教育推進事業」で、モデル校において国政選挙での模擬投票を行うなどの取組を行うこととしている。これらの取組を実施した上で、その効果について改めて検証したい。</p>
2 里親制度の活用について	
<ul style="list-style-type: none"> 里親への子どもの委託は養護施設も含めた全委託児の2割程度と低い。保護者に親権に対する誤解があるなど、クリアすべき課題もあるので、マッチング対策を進めるとともに、委託できる里親を増やすこと。 	<p>里親委託を実施するにあたっては、あらかじめ里子と里親の適性を確認するためにマッチングが必要であり、委託一時保護等を活用して積極的に実施しているところである。</p> <p>また、多様な特性等をもつ児童とのマッチングを進めるにあたっては、より多くの登録里親の中からマッチング相手を選定できるようにする必要があるので、今年度から、里親制度等について理解を深めていただき、新規里親登録を促進するための全市町村里親配置促進事業に新たに取り組むこととしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ファミリーホームは里親や児童養護施設と並ぶ施設であり、中間規模の家庭的な施設として必要性が高まってきているので、本県においても、推進していくこと。 	<p>現在、県内ではファミリーホームが3カ所設置されている。ファミリーホームは、家庭的な養育環境のもとで、子ども同士の相互作用を活かしながら社会性を養うことができる施設であることから、ファミリーホームの設置主体となりうる里親、施設職員経験者及び児童養護施設等を経営する法人のファミリーホーム視察訪問を実施し、併せてファミリーホーム運営者と意見交換する場を設けるなどし、ファミリーホーム設置について呼びかけていきたい。</p>
3 民間活動組織（NPO等）の相談窓口の明確化について	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>・民間活動組織（NPO等）の様々な課題に一体的に相談に乗ること。</p> <p>（例）保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する上で、子どもが病気の際の保育の必要性が高まっている。病児・病後児保育事業参加希望者（NPO等）が事業に取り組むまでには、医療知識やNPOの立ち上げ、子育て支援制度の習熟等の様々な課題を抱えている。相談の窓口を求めている。</p>	<p>県民等が行うボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援する一般財団法人を新たに立ち上げることであり、「パートナー県政推進会議」において、その役割、機能について委員から意見をいただきながら、一体的な相談体制のあり方について検討していく。</p> <p>（関連予算）ボランティア・県民活動推進事業 69,788千円</p> <p>なお、病児・病後児保育事業参加希望の方の相談については、子育て担当部局を窓口として市町村及び各関係機関と連携しながら対応していきたい。</p>
4 病児・病後児保育について	
<p>・市町村を超えての受け入れ体制が整っていないため、広域受け入れ体制を整備すること。</p>	<p>病児・病後時保育における市町村間連携については、まずは保育行政の実施主体である市町村間において検討していただきたい。</p> <p>なお、中部、西部については既に共同でやっておられるところもあり、県としても各市町村の実情を踏まえながら、必要に応じ、市町村間の話し合いを促したい。</p>
5 食物アレルギー対策について (専門外来が出来る迄のつなぎとして)	
<p>・学校現場への食物アレルギー対策については、全国的なガイドラインが定められているが、対応は学校現場に任されている。しかし、医療技術や対処方法が変化することもあり、学校現場に適期的確な情報提供が必要である。このため、県独自のマニュアルを作成・配布したり、専門医療機関と連携した研修会等の実施を行うこと。</p>	<p>食物アレルギーの児童生徒が在籍する学校においては、それぞれの学校で実情に応じたマニュアルを作成するなど、保護者や主治医等と連携しながら、当該児童生徒の状況把握、発症時における対応などについて年度当初に教職員の共通理解を図り、適切な対応に努めている。</p> <p>今後も、市町村教育委員会や学校に対して、食物アレルギー対策に関する情報や参考となる資料を適宜提供していく。</p> <p>また、学校においては、食物アレルギーに関する研修はこれまでも開催しており、今年度も11月1日に、日本学校保健会と連携して開催する予定であり、管理職にも参加を呼びかけることとしている。</p> <p>さらに、専門医療機関との連携については、今年度から新たに医療機関や養護教諭等をメンバーとした食物アレルギー対策推進会議を開催し、学校現場でのアレルギー対策と医療との連携等について医療従事者や学校関係者等を対象にした研修会を検討・実施する予定である。</p>
<p>・食物アレルギーの相談については、福祉保健局で対応しているが、相談窓口として明確化されていない。これを明確化し県民に周知すること。</p>	<p>食物アレルギーに関する相談は、各福祉保健局（事務所）が相談窓口として受け付けることを県民に分かりやすい形で周知する。また、県のHPに公益財団法人日本アレルギー協会等のリンクを張り、無料相談窓口をご案内している。</p> <p>なお、今年度は食物アレルギー対策推進会議を開催し、県民向けパンフレットを作成する予定であり、引き続き、有益な情報の提供に努めていきたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>6 博物館の所蔵品の活用について</p> <p>・収蔵品の保管活用や老朽化した建物の整備計画については長期的な視点に立ちながら、早い時期に議論を始めるとのことであるが、せっかくの収蔵品であるから、県民に広く見ていただけるよう出前展示を推進すること。</p>	<p>収蔵品については、自然、人文、美術の各分野において、移動博物館などで出前展示に努めている。また、近年、寄贈を受け、現在、整理作業を進めている植物や昆虫の資料についても、整理・登録が出来次第、可能なものについて出前展示を進めていきたい。</p>
<p>7 円安による被害の実態調査と、その支援策について</p> <p>・輸入原材料の高騰により、第一次産業や製造業などにマイナスの影響が生じているが、その実態を調査し、必要な支援策を検討すること。</p>	<p>漁業については、急激な燃油価格高騰への対応として、省エネ航行や漁業操業の効率化を図るため、船底付着物防汚作業経費の支援、漁船用作業照明灯のLED化の支援及びスルメイカ漁場探索調査の回数増を6月補正において検討している。</p> <p>【6月補正】水産業燃油高騰緊急対策事業 13,108千円</p> <p>畜産業については、自給飼料生産を促進することで、輸入飼料高騰による畜産経営悪化を防ぐため自給飼料生産用機械導入について6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円 (うち自給飼料増産緊急支援事業 24,000千円)</p> <p>製造業については、円安のマイナスの影響について、速やかに実態を調査することとしたい。支援策としては、円安により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して、「地域経済変動対策資金」に円安対策枠を新設し、必要な事業資金の融資について6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】企業自立サポート事業(制度金融費) 4,350千円</p>
<p>8 障がい者優先調達について</p> <p>・障がい者優先調達法にかかる基本方針を早急にまとめるとともに、障がい者芸術文化祭に係る調達においては、障がい者優先調達を促進するとともに、これを契機に一層の調達拡大を図ること。</p>	<p>障害者優先調達推進法では、地方公共団体に対して、障がい者就労施設等への調達方針の策定・公表及び調達実績の取りまとめ・公表を求めているが、本県においては従来から県の部局ごとに調達目標の設定・調達実績の取りまとめを行い、平成22年度からはホームページでの公表も行っている。現在、平成25年度の調達目標を各部局に照会中であり、これを取りまとめて、本県の調達方針として公表したい。</p> <p>本県の取組は、障害者優先調達推進法で求められる内容を既に先取りして実施しているものであり、取組の成果として、障がい者就労施設等への調達実績も着実に増加している。</p> <p>調達実績：(平成22年度)6,658千円 (平成23年度)12,985千円</p> <p>今年度本県で開催される全国植樹祭及び全国都市緑化フェアにおいても積極的に障がい者就労施</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>設等に対して物品等の発注を行っており、来年度開催予定の全国障がい者芸術・文化祭はもちろん、様々なイベント等においても引き続き障がい者就労施設等への優先調達を行い、一層の調達拡大を図りたい。</p> <p>なお、障がい者優先調達の促進を図るため、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに官公庁からの発注の掘り起こしや発注に対する振り分け等を行う「共同受注窓口担当」を今年度から設置している。</p>
9 障がい者雇用について	
<p>・障害者雇用促進法にかかる障がい者雇用率2%の達成に全力を挙げて取り組むこと。</p>	<p>県における障がい者雇用について、知事部局においては、今年度から引き上げられた法定雇用率を達成する見込み（平成25年4月現在2.40%（法定雇用率2.30%））であり、引き続き障がい者雇用を推進していく。一方、教育委員会においては、法定雇用率が未達成の状況（平成25年4月現在1.71%（法定雇用率2.20%））であり、一層の取組の推進が求められる中、障がい者就労支援団体等と随時協議を行い、平成25年度は「県教育委員会における障がい者就労支援事業」により、県立学校等に非常勤職員として障がい者を15名、新たに雇用することとしており、これとあわせて本年度に県全体で設置する「県の障がい者雇用促進のための検討会（仮称）」において、引き続き知事部局や関係団体と連携しながら、障がい者雇用の一層の推進を図っていきたい。</p> <p>民間における障がい者雇用については、国と連携して、障がい者の雇用安定を図り、法定雇用率（2%）の達成に取り組んでいるところであり、平成25年度当初予算で、「障害者就業・生活支援センター」に支援員の追加配置（東部及び西部に各1名）を行ったところである。</p> <p>引き続き、障がい者の雇用安定を推進していくために必要な取組について検討していきたい。</p>